

平成 21 年度定期監査(4) (建築工事) 監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により、平成 21 年度定期監査(4)を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

なお、塩谷博前監査委員が本監査の執行に関与し、藤田尚監査委員が本監査の結果決定の合議に関与した。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

ア 事前調査 平成 21 年 7 月 31 日および 8 月 10 日の 2 日間

イ 監査委員監査 平成 21 年 8 月 26 日および同月 27 日の 2 日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成 21 年度練馬区監査基本計画に基づき、監査対象部課の所管する平成 21 年度の建築工事が、地方自治法第 2 条第 14 項および第 15 項の趣旨に則って、適正かつ効率的に行われているか等について実施をした。

(3) 監査の視点

監査対象工事が、工事計画や起工手続き、設計、積算における算定、支払事務等が適正に行われているか等を主眼として監査を実施した。

さらに、以下の視点を重点にして監査を行った。

ア 学校・夏休み工事の中で、設計が適切かつ合理的に行われているか。

イ 設計図書の作成および法令の手続等が適切に行われているか。

ウ 学校児童・周辺区民への安全安心のため、現場等の安全管理は適切に行われているか。

エ 設計図書にそって施工が適正、的確に行われているか。

オ 工事関係書類の確認および監督は、適切に行われているか。

(4) 監査対象工事

ア 練馬区立大泉第三小学校校舎耐震補強工事(2期)

[練馬区大泉学園町三丁目 22 番 1 号]

イ 練馬区立田柄第二小学校校舎耐震補強工事

[練馬区田柄一丁目 5 番 27 号]

(5) 監査対象部課

総務部 施設管理課

教育委員会事務局 学校教育部 施設課

2 監査の結果

適正に執行されていた。

なお、工事施工手続において一部適切でない事務処理があったので指導した。